

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 (略) <u>平成 25 年 2 月 15 日 一部改正</u></p> <p>独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p><b>I 用語の定義</b> (1) ～ (19) (略)</p> <p><b>II 保険料率</b> [1] 貿易一般保険約款(以下[1]において「約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 船後危険に係る割増・割引料率は、上記1又は2で算出した船後危険に係る基本保険料率にそれぞれ(1)及び(2)に規定する割増・割引係数を乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>貿易一般保険(外貨建対応方式)特約書を付して保険契約を締結する場合(2年以上案件の場合を除く。)</u> 1. 10</p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 (略)</p> <p>独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p><b>I 用語の定義</b> (1) ～ (19) (略)</p> <p><b>II 保険料率</b> [1] 貿易一般保険約款(以下[1]において「約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 船後危険に係る割増・割引料率は、上記1又は2で算出した船後危険に係る基本保険料率にそれぞれ(1)及び(2)に規定する割増・割引係数を乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>貿易一般保険(外貨建対応方式)特約書(以下「外貨建特約書」という。)</u>を付して保険契約を締結する場合(2年以上案件の場合を除く。) 1. 10</p> <p>4 (略)</p>	

<p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。          基本保険料率(%)= <math>\{ \underline{(aX + b)} \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和}) \} \times \{ (\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1 \} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times (\text{商品係数})</math></p> <p>① ～ ⑥ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>6 ～ 8 (略)</p> <p>[2] 貿易代金貸付保険約款（以下 [2] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る貸付元本及び当該貸付元本に付随する金利の保険価額（貸付元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) 基本保険料率は、次の式により算出する。          基本保険料率(%)= <math>\{ \underline{(aX + b)} \times (\text{非常付保率} \div 0.95) + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和}) \} \times \{ (\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1 \} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数})</math></p>	<p>5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。          基本保険料率(%)= <math>\{ \underline{(aX \times \text{非常付保率} \div 0.95 + b)} + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和}) \} \times \{ (\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1 \} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times (\text{商品係数})</math></p> <p>① ～ ⑥ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>6 ～ 8 (略)</p> <p>[2] 貿易代金貸付保険約款（以下 [2] において「約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る貸付元本及び当該貸付元本に付随する金利の保険価額（貸付元本に係るものに限る。）当たりの保険料率</p> <p>(1) 基本保険料率は、次の式により算出する。          基本保険料率(%)= <math>\{ \underline{(aX \times \text{非常付保率} \div 0.95 + b)} + (cX \times \text{信用付保率} \div 0.95) \times (1 - \text{信用割引係数の総和}) \} \times \{ (\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times d + 1 \} \times e \times (\text{ベター・ザン・ソブリン係数}) \times</math></p>	
--	---	--

× (商品係数)	(商品係数)	
<p>① ～ ⑥ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>5 上記1、2及び4に規定する各係数表における国カテゴリー</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 上記(1)の規定にかかわらず、<u>OECD 輸出信用アレンジメントにおいて規定される”Multilateral and Regional Institutions”を借入人とする2年以上案件に係る保険料率は、別途日本貿易保険が認めた国カテゴリーを適用する。</u></p> <p>[3] ～ [4] (略)</p> <p>[5] 簡易通知型包括保険約款 (以下 [5] において約款という。) に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 船後危険(約款第11条第2項のてん補危険をいう。以下同じ。) に係る保険料率</p> <p>(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>① (略)</p> <p>② Xは、船積の日から決済の期限までの期間に応じて次のとおりとする。</p>	<p>① ～ ⑥ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>5 上記1、2及び4に規定する各係数表における国カテゴリー</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 上記(1)の規定にかかわらず、<u>次に掲げる機関を借入人とする2年以上案件に係る保険料率は、次の国カテゴリーとする。アンデス開発公社(CAF)及び中米経済統合銀行(CABEI)は、国カテゴリーCとする。</u></p> <p>[3] ～ [4] (略)</p> <p>[5] 簡易通知型包括保険約款 (以下 [5] において約款という。) に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 船後危険(約款第11条第2項のてん補危険をいう。以下同じ。) に係る保険料率</p> <p>(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。</p> <p>① (略)</p> <p>② Xは、船積の日から決済の期限までの期間に応じて次のとおりとする。</p>	

船積の日から決済の期限までの期間	X
<u>30 日以下</u>	<u>30</u>
<u>31 日から 60 日</u>	<u>60</u>
<u>61 日から 90 日</u>	<u>90</u>
91 日から 180 日	180
181 日から 365 日	365

(注) 閏年の場合は、「181 日から 365 日」は「181 日から 366 日」に読み替える(以下同じ)。

(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a X + b) \times \text{信用付保率} \div 0.9 \times c$$

① (略)

② Xは、次の式により算出した日数(1日未満の端数は四捨五入する。)とする。調整係数は、上記①の表のとおりとする。

船積後期間の日数	X
<u>30 日以下</u>	<u>44×調整係数+30</u>
<u>31 日から 60 日</u>	<u>44×調整係数+60</u>
<u>61 日から 90 日</u>	<u>44×調整係数+90</u>
91 日から 180 日	44×調整係数+180
181 日から 365 日	44×調整係数+365

③ (略)

3 (略)

4 上記2に規定する係数表における国カテゴリー

船積の日から決済の期限までの期間	X
<u>90 日以下</u>	<u>90</u>
91 日から 180 日	180
181 日から 365 日	365

(注) 閏年の場合は、「181 日から 365 日」は「181 日から 366 日」に読み替える(以下同じ)。

(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (a X + b) \times \text{信用付保率} \div 0.9 \times c$$

① (略)

② Xは、次の式により算出した日数(1日未満の端数は四捨五入する。)とする。調整係数は、上記①の表のとおりとする。

船積後期間の日数	X
<u>90 日以下</u>	<u>44×調整係数+90</u>
91 日から 180 日	44×調整係数+180
181 日から 365 日	44×調整係数+365

③ (略)

3 (略)

4 上記2に規定する係数表における国カテゴリー

上記2(1)①の(注)の規定にかかわらず、政府開発援助契約等〔1〕8(4)に掲げる借款等をいう。により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済がLCスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）、日本政府が行う円借款等政府開発援助による輸出契約等（決済方法のいかんを問わない。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の船後危険の保険料率の計算に当たっては、〔1〕8(4)のイ、ロ又はハの国カテゴリーを適用する。

5 簡易通知型包括保険（外貨建対応方式）特約書を付して保険関係を成立させる場合の、船後危険に係る割増料率は、上記2で算出した船後危険に係る基本保険料率に1.03を乗じて得た率を保険料率とする。

[6] ～ [9] (略)

[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下〔10〕において「貸付金約款」という。）に係る保険料率又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下〔10〕において「保証約款」という。）に係る保険料率

1 ～ 3 (略)

4 上記の規定にかかわらず、株式会社国際協力銀行の投資金融「海外現地法人等による第三国への輸出や進出先国での販売支援のための投資金融（ローカル・バイヤーズクレジット）」との協調融資案件について保険契約を締結する場合の保険料率は、〔2〕4及び5の規定を適用する。

上記2(1)①の(注)の規定にかかわらず、政府開発援助契約等〔1〕8(4)に掲げる借款等をいう。により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済がLCスイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）、又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の船後危険の保険料率の計算に当たっては、〔1〕8(4)のイ、ロ又はハの国カテゴリーを適用する。

[6] ～ [9] (略)

[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下〔10〕において「貸付金約款」という。）に係る保険料率又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下〔10〕において「保証約款」という。）に係る保険料率

1 ～ 3 (略)

<p>Ⅲ その他</p> <p>[1] ～ [10] (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>1. この改正は、平成25年4月1日から実施するものとする。ただし、Ⅱ [5] 5及び [10] 4については平成25年3月1日から実施するものとする。</u></p> <p><u>2. Ⅱ [5] 2については、平成25年4月1日以降に行われた船積確定通知又は船積確定前通知について適用する。ただし、簡易通知型包括保険約款に定める通知期限が平成25年3月31日以前であって、当該通知期限を過ぎて行われた通知を除く。</u></p> <p>別表第1～6 (略)</p>	<p>Ⅲ その他</p> <p>[1] ～ [10] (略)</p> <p>別表第1～6 (略)</p>	
---	--	--